

はじめに

本評価書は平成 15 年度に外務省が実施した政策評価全体の報告である。外務省は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号、以下「政策評価法」という。)および「政策評価に関する基本方針」(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。)に基づき外務省が定めた「外務省における政策評価の基本計画」(計画期間は平成 14 年から 16 年まで、以下「基本計画」という。)「外務省平成 15 年度事後評価実施計画」(毎年定めるもので平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 3 月 31 日まで。以下「実施計画」という。)に従って政策評価を行った。本評価書は政策評価法第 10 条第 2 項に基づいて公表している。

外務省の事後評価は、「総合評価方式」を基本とし、第 1 に、政策の目的と手段を体系的に整理し、それらを必要性、効率性、有効性の観点から評価した上で、その体系全体における目的と手段の関係の適切さを検証すること、第 2 に、時々々の課題に対応する政策について、目的と手段を様々な角度から掘り下げて総合的に評価し、政策の効果を明らかにしたり、問題の解決に資する多様な情報を提供すること」としている(基本計画)。平成 15 年度事後評価では、また、評価の具体的形式についてはわかりやすさと簡潔さ、総合性(評価として書き込むべき個別の項目が評価書全体を通して共通性と統一性を持ち、必要な項目全体が一覧できること)を重視し、平成 14 年度同様、「評価シート」による評価を実施している。なお、評価シートに記入する項目については、平成 14 年度外務省事後評価に対する総務省の客観性担保評価(政策評価法第 12 条に基づく形式審査)での指摘事項を踏まえ、評価の結果として政策手段(施策)を継続するか、改善・見直しするか、廃止するかをシートに明記する等の改訂を行った。

この評価シートは、中期施策や重点施策を担当する各政策所管局課が作成しているが、この自己評価に対して客観性と中立性を確保するために、大臣官房総務課、考査・政策評価官室、会計課および総合外交政策局総務課・企画課がそれぞれの視点からチェックする総合的レビューを実施するとともに、平成 15 年度から基本計画に基づき、学識経験者から成る「外務省政策評価アドバイザー・グループ」を官房総務課長の下に設け、外務省の政策評価の在り方について助言を受けるなど客観的かつ厳格に政策評価を実施する措置を講じている。

なお、外務省の政策評価については、総合的レビュー(「平成 15 年度 外務省における政策評価」)でも指摘しているように、未だ検討・改善の余地が少なくない。今後の課題についての詳細は本文に譲るが、外務省が政策評価を実施するのは平成 15 年度で 2 度目となり、この課題はさらに鮮明となってきた。例えば、(1)外交政策の評価については、数値目標を設定したり、数量データ等を使用することで、客観的に政策の効果が現れているかどうかを分析することが困難なものが多いこと、(2)外交政策には高度な政治判断を必要とするものや歴史の判断にゆだねるべきものがあり、政策評価法が要求する政策評価の対象になじみにくいものが含まれること、(3)他国との関係に関する外交政策の評価については、相手国との関係に配慮する必要があること、(4)当初設定した政策目的が国際関係・社

会経済状況の変動のために陳腐化したり、相手国との関係が変化したり、あるいは国際的な事件が発生したため政策目的が変わってしまう事態が起こりうること等が評価を行う上での問題として挙げられる。外交政策の評価については、このような事情を十分に踏まえ、外交政策の特性に配慮した定性的な政策効果の把握も含めて、幅広く外交政策の企画および立案に資するような評価手法を研究していくことが今後とも求められる。

また、政策評価法第3条では政策評価の結果を予算、機構・定員、計画等を含めた政策に可能な限り反映すべきとされている。予算や機構・定員は政策評価の結果のみで決定するものではないため、機械的に反映させることは困難であるが、国民の税金を使用して政策を実施している以上、限られた資源を最大限有効に活用すべきことは当然であり、その意味では外交政策の企画および立案に活用できる評価情報を産出できる政策評価の仕組みを確立するとともに、可能な範囲で予算要求や定員要求の参考になるデータを提供する評価手法を研究していく必要があり、これらは引き続き今後の重要な検討事項である。

これまでに得られたこうした貴重な教訓に基づき、外務省が国民への説明責任を果たし、行政機関としてより適切な政策の企画および立案につながるような政策評価の手法を今後とも検討していく必要がある。もちろん、従来の政策評価理論や他府省庁の政策評価の実践、欧米の事例などは参考になる。しかし、これらをそのまま外務省の所管する外交政策の評価に適用するのは難しいことが少なくないため、今後も政策評価アドバイザー・グループをはじめ、多くの方々からご意見をいただき、さまざまな場での経験をふまえながら、さらに改善見直しの努力を行っていく方針である。

平成16年6月

外務省大臣官房総務課長
考査・政策評価官